平成２２年（フ）第１０７号
山形県鶴岡市大西町40番９号
債務者　大久保友子
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第１７７号
福島県会津若松市城前７番10号　市営住宅２棟14号
債務者　星　　俊一
1　決定年月日時　平成22年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第６２９号
茨城県水戸市双葉台３丁目２番地の２　県営双葉台アパート15棟306号
債務者　冨田佐知子
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６３３号
茨城県水戸市平須町1814番地の176　シンフォニー101号
債務者　竹村　芳実
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６４０号
茨城県笠間市大田町208番地575　県営松山アパート１－２－１
債務者　岡村　康幸
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６５５号
茨城県ひたちなか市高場1906―13　鈴木方、住民票上の住所茨城県水戸市笠原町1235番地の11　フレグランス笠原202号
債務者　茂木　直美（旧姓長山）
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６６７号
茨城県水戸市元吉田町2687番地の２　県営横宿アパート２棟303号
債務者　稗田ますみ
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１７８号
茨城県日立市田尻町４丁目33番12―204号
債務者　鈴木　麻美
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１８３号
茨城県日立市金沢町４丁目16番５号
債務者　小田部桂子
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１３７号
茨城県鹿嶋市大字宮中327番地３　シュエット東山106
債務者　大村　祐子（旧姓鯰江・青山）
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第３４０号
群馬県高崎市鶴見町15番地13
債務者　庄子美千子
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第３６４号
群馬県安中市中秋間945番地１
債務者　石附　徳光
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第４７８号
埼玉県越谷市南越谷１丁目2910番地３エスエス南越谷301
債務者　油井理恵子
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５７７号
埼玉県越谷市大沢1287番地15　清水邸101、前住所埼玉県越谷市大字弥十郎137番地５
債務者　上城　　隆
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５８０号
埼玉県春日部市西八木崎３丁目４番１号　第一田中マンション103号
債務者　江田トヨ子
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５９５号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地６街区９棟307号
債務者　加藤　歓之
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５９６号
埼玉県草加市弁天６丁目２番20―101号
債務者　小松崎国臣（旧姓黒澤）
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３５３号
群馬県邑楽郡邑楽町中野4663―５　レオパレスプラザ108号室、住民票上及び破産申立時の住所埼玉県行田市門井町３丁目18番地３
債務者　脇山　末男
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部